

亀岡市

地域福祉計画策定に向けて

つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか ~ 絆づくり 人づくり 地域づくり~



令和2年7月

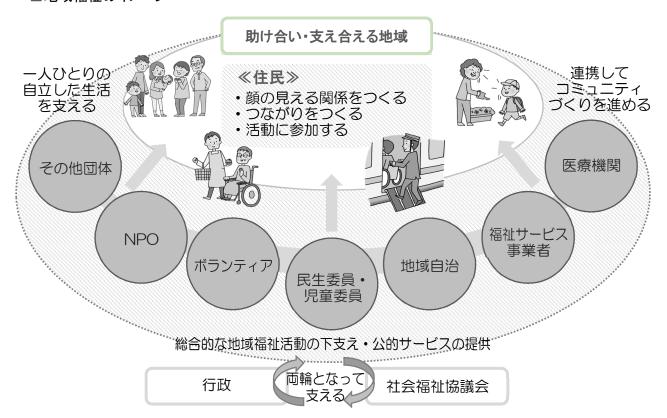
基本的な考え方

(1)地域福祉の考え方

- ○「福祉」は、"しあわせ"という意味を持つ「福」と"さいわい"という意味を持つ「祉」 が合わさった"幸せ"を意味する言葉です。
- ○「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき "幸せ"のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- ○一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を"地域"全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■地域福祉のイメージ

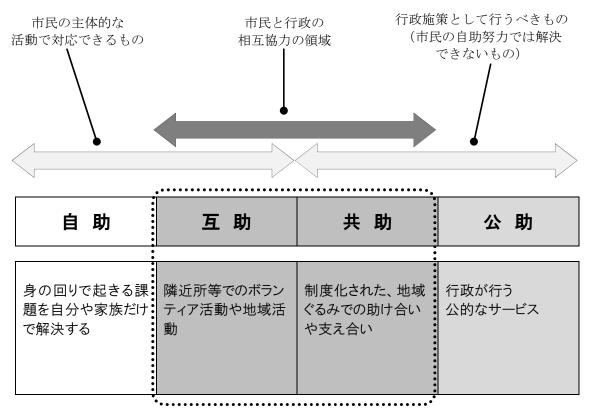


(2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

- ○地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となり、「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。
- ○今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知 症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政 だけでなく、協力・助け合いが必要となります。

地域の中での住民同士の助け合いや支え合い(互助・共助)

■「自助」「互助・共助」「公助」



支え合いの取り組みを地域で協力して行う

たとえば・・・

日頃のあいさつや 見守り



地域活動への参加地域での交流



地域での ちょっとした手助け



2 次期計画策定に向けて

(1)これまでの主な動き

■国の主な動き

年	高齢者	障害者	子ども	地域福祉単独
H27	医療介護総合確保 推進法施行		子ども・子育て支援 法施行	生活困窮者自立支援法施行
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書			
H28		障害者総合支援法及び児 童福以法一部改正 発謝障害者支援法一部改 正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正	厚生労働省通知「社会福祉法 人の「地域における公益的な取 組」について」
	「ニッポンー億総活躍プラン」閣議決定			
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29				成年後見制度利用促進基本 計画閣議決定 再犯防止推進計画閣議決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正			
				地域福祉計画策定ガイドラ イン提示
H30			子ども・子育て支援 法一部改正	厚生労働省通知「社会福祉法人に よる「地域における公益的な取組」 の推進について」
R元				就職や専門世代の調査の実施
R2				地域共生社会の実現のための社会 福祉法等の一部を改正する法律案 検討(改正法は令和3年施行予定)

■社会福祉法一部改正の変更点

	改正前	改正後			
位置付け	任意	努力義務			
		福祉分野の「上位計画」			
計画への	一 地域における福祉サービスの適切な	一 地域における高齢者の福祉、障害者の			
記載事項	利用の推進に関する事項	福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共			
山戦争均	二 地域における社会福祉を目的とする	通して取り組むべき事項			
	事業の健全な発達に関する事項	左記 3項目			
	三 地域福祉に関する活動への住民の参	五 前条第一項各号に掲げる事業を実施			
	加の促進に関する事項	する場合には、同項各号に掲げる事業に関			
		する事項			
手引き	平成 14 年の策定指針	ガイドライン提示			

京都府では、令和元年度から令和3年度までを計画期間とする「第3次京都府地域福祉支援計画」が策定されています。

(2) 踏まえるべき事項

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者など全ての 人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現して いく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成29年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となるととも に、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

地域福祉をとりまく課題

- 〇少子高齢化・人口減少社会の進行
- ○高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- ○高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭 間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社 会的孤立、老老介護、ひきこもり・8050 問題等就職氷河期世代、虐待、ごみ屋敷問題など)

今後の地域福祉に求められること…

平成29年に厚生労働省は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進につい て」を示し、"地域共生社会の実現"について、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」 「金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠としています。

また、分野横断的な相談や見守り、協働の場などの横串をさすことで、包括的に課 題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。

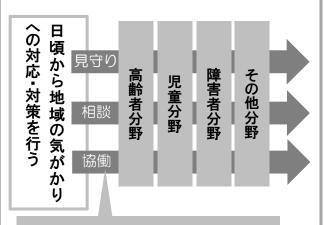
■地域福祉に関する取組の変化

これまでの地域福祉

支援の『受け手』が 特定の人に偏りがち… 生活 困窮者等 高齢者 児童 困難が生じたときに、関係する 分野の窓口や制度を利用する 高齢者分野 その他分野 児童分野 『支え手』不足だが、同じような支援策が 混在している…

これからの地域福祉

『受け手』『支え手』という関係を 超えて、地域全体がつながる



必要に応じて専門職等がフォローする

これまで以上に地域住民や関係機関との 協働、庁内の連携が求められる

(3)市町村地域福祉計画策定ガイドラインについて

平成 29 年に社会福祉法の一部改正とともに市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。その中で、以下の5項目が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められました。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む べき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの 観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱 えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組 の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及び これらと公的サービスの連携による公私協働の実現

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

五 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

六 その他

市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(4)地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制 の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の附則では、公布後3年(令和2年)を目途として、**包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討**を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する 検討会(地域共生社会推進検討会)」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策 について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後、社会保障において強化すべき機能 や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進め られました。

令和元年 12 月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されています。

■3つの支援

一 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

<3つの軸>

- · 訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止める
- ・本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わる
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築く

<円滑に推進するための3つの機能>

・相談を受け止める機能

(属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能)

- ・多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
- ・継続的につながる機能(継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能)

二 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

<既存の地域資源の活用方法の拡充>

・狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。

(活用方法の拡充の例)

- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる
- ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援 を行う
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う

三 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

<必要となる支援・機能>

- ・場や居場所の確保支援(住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援)
- ・地域づくりのコーディネート機能

(ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能)

- ① 個別の活動や人のコーディネート
- ② 地域のプラットフォーム

(5)「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

また、地方自治体では、これまで行われてきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」において、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」の実施が求められています。

■重層的支援体制整備事業の種類

- 一 生活課題を抱える地域住民や家族等からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整や、高齢者、障害者等に対する虐待の防止、早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 二 生活課題を抱えており、生活を送ることが困難である人に対し、支援関係機関と民間団体との連携による 支援体制のもと、活動機会の提供、訪問による必要な情報の提供、助言等の社会参加のために必要な 便宜の提供を行う事業
- 三 地域住民が地域で自立した日常生活を送り、地域社会に参加する機会を確保するための支援や、地域 生活課題の発生の防止、解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を 行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 四 地域社会から長期的に孤立している人や継続的な支援を必要とする地域住民に対し、訪問により状況を 把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等の便宜の提供を包括 的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民に対し、複数の支援関係機関が、 支援を必要とする地域住民が抱える地域生活課題を解決するため、支援関係機関相互間の有機的な 連携のもと、その解決のための支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

3 計画の性格

(1)計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、 本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下 「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む べき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2)各種計画との関連性

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「亀岡市総合計画」の下位計画として位置づけます。 また、第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市高齢者保健福祉計画・第8期亀岡市介 護保険事業計画)、亀岡市第3次障害者基本計画、亀岡市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉 計画等の各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

(3)計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。